

令和4年4月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

## 4月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 16 号	八戸市社会教育委員の委嘱について	1
議案第 17 号	八戸市文化財審議委員の委嘱について	3
議案第 18 号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 19 号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	9

議案第16号

八戸市社会教育委員の委嘱について  
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

令和4年4月27日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

八戸市社会教育委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所 属 等
たむら はじめ 田村 元	八戸市私立幼稚園協会 理事
かわむら ひろし 川村 洋	八戸市小学校長会 副会長
みうら かずよし 三浦 一純	八戸市中学校長会 会長
やまこ たいすけ 山子 泰典	八戸市連合父母と教師の会 会長
みやこ ひろふみ 宮古 博文	八戸市文化協会 事務局長
くどう けいのすけ 工藤 恵之助	一般社団法人八戸青年会議所 理事長
きむら たかし 木村 孝志	八戸市少年団体活動振興協議会 理事
にいや まさえ 新井谷 昌江	特定非営利活動法人はちのへ未来ネット 事務局長
つま まゆみ 津馬 真弓	おやこ食育Lab. ココロオドル 主宰
まつもと あやこ 松本 亜矢子	八戸おはなしの会紙風船 書記・会計
ねじょう たかゆき 根城 隆幸	八戸学院大学 地域経営学部地域経営学科 教授
かわもりた れいこ 川守田 礼子	八戸工業大学 感性デザイン学部感性デザイン学科 准教授
すずき やすひろ 鈴木 康弘	八戸学院大学短期大学部 幼児保育学科 講師
うめない ゆきこ 椋内 有希子	公 募
おおやま みきこ 大山 美紀子	公 募

任期は、令和4年5月1日から令和6年4月30日までとする。

議案第17号

八戸市文化財審議委員の委嘱について  
八戸市文化財審議委員に別紙の者を委嘱する。

令和4年4月27日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

八戸市文化財審議委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためものである。

氏 名	専 門 分 野
たかはし あきら 高橋 晃	植 物
みうら ただし 三浦 忠司	近 世
さいとう まさと 斎藤 政人	建 築
くまがい りゅうじ 熊谷 隆次	近 世
たきじり よしひで 滝尻 善英	民 俗
くどう たけひさ 工藤 竹久	考 古
やまだ やすこ 山田 泰子	美術工芸

任期は、令和4年5月1日から令和6年4月30日までとする。

議案第18号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和4年4月27日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する介護補償の額を引き上げるためのものである。

議案第 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年 月 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部  
改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する介護補償の額を引き上げるための  
ものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部  
を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第2号中「73,090円」を「75,290円」に改め、同項第4号中「36,500円」を「37,600円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の2第2項の規定は、令和4年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(介護補償) 第7条の2 (略) 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合)あつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>75,290円</u>以下である場合に限る。) <u>75,290円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合)あつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>37,600円</u>以下であるときに限る。) <u>37,600円</u></p>	<p>(介護補償) 第7条の2 (略) 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合)あつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>73,090円</u>以下である場合に限る。) <u>73,090円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合)あつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>36,500円</u>以下であるときに限る。) <u>36,500円</u></p>

議案第 19 号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和 4 年 4 月 27 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議を設置するためのものである。

議案第 号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年 月 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議を設置するためのものである。

## 八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の2に次のように加える。

八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議	(1) 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地に係る重要な事項の調査審議に関すること。 (2) 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地に係る調査に関し必要な事項について意見を述べる こと。
---------------------------	--

### 附 則

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議の委員」を  
「史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議の委員  
天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議の委員」  
に改める。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表(第2条関係) 2 教育委員会の附属機関		別表(第2条関係) 2 教育委員会の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
(略)		(略)	
八戸市史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議	史跡丹後平古墳群の保存活用計画に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。	八戸市史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議	史跡丹後平古墳群の保存活用計画に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市天然記念物無島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議	(1) 天然記念物無島ウミネコ繁殖地に係る重要な事項の調査審議に関すること。 (2) 天然記念物無島ウミネコ繁殖地に係る調査に関し必要な事項について意見を述べること。		

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
（略）		（略）	
史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議の委員		史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議の委員	
天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議の委員		協働のまちづくり推進委員会の委員	
協働のまちづくり推進委員会の委員		（略）	
（略）			



